

令和3年度国民健康保険税の変更について

地方税法等の改正に伴い、令和3年度からの国民健康保険税が一部変更となります。



○基礎控除額の変更

税制改正により、基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられます。

ただし、年収2,400万円を超えると段階的に減少し、2,500万円を超える場合は控除額がゼロになります。

○軽減判定基準の変更

税制改正により給与所得控除額と公的年金等控除額が10万円引き下げられ、所得が10万円上がったことが影響し、軽減が外れたり軽減割合が下がったりすることがないように軽減判定基準額の見直しが行われました。

〈変更前（令和2年度まで）〉

軽減割合	軽減判定用所得額（世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者 ^{※1} の合計）
7割	33万円以下の世帯
5割	33万円+28.5万円×（国保加入者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯
2割	33万円+52万円×（国保加入者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯

〈変更後（令和3年度から）〉

軽減割合	軽減判定用所得額（世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者の合計）
7割	43万円+10万円×（給与所得者等 ^{※2} の数-1）以下の世帯
5割	43万円+28.5万円×（国保加入者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
2割	43万円+52万円×（国保加入者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯

※1 国保から後期高齢者医療制度に移行した方で、後期高齢者医療制度の被保険者になった後も継続して同じ世帯にいる方。

※2 被保険者のうち、給与収入が55万円を超える方（給与所得者）と、給与所得者を除く公的年金等の支給（65歳未満は60万円超、65歳以上は110万円超）を受けている方の合計の数。